(二)　石巻漁港

次のア点からシ点までを順次結んだ線及びシ点とア点を結んだ線により囲まれた区域並びにス点からタ点までを順次結んだ線及びタ点とス点を結んだ線により囲まれた区域

| | |
|---|---|
| ア点 | 北緯三十八度二十四分五十五秒七四二八<br>東経百四十一度十九分三十三秒九三七五 |
| イ点 | 北緯三十八度二十四分五十五秒八八二五<br>東経百四十一度十九分三十六秒六八七一 |
| ウ点 | 北緯三十八度二十四分四十六秒七三〇七<br>東経百四十一度十九分三十七秒三〇四六 |
| エ点 | 北緯三十八度二十四分四十八秒四四九六<br>東経百四十一度二十分〇六秒五八八三 |
| オ点 | 北緯三十八度二十四分五十七秒五九二九<br>東経百四十一度二十分〇五秒八五二九 |
| カ点 | 北緯三十八度二十四分五十七秒七二七四<br>東経百四十一度二十分〇八秒六二〇七 |
| キ点 | 北緯三十八度二十四分四十八秒五七八五<br>東経百四十一度二十分〇九秒三五六九 |
| ク点 | 北緯三十八度二十四分四十九秒一〇〇九<br>東経百四十一度二十分二十六秒〇三九六 |
| ケ点 | 北緯三十八度二十四分五十八秒三四九一<br>東経百四十一度二十分二十五秒二八一二 |
| コ点 | 北緯三十八度二十四分五十八秒四三八五<br>東経百四十一度二十分二十七秒〇六八四 |
| サ点 | 北緯三十八度二十四分四十七秒五五九八<br>東経百四十一度二十分二十七秒六八一九 |
| シ点 | 北緯三十八度二十四分四十七秒九九一六<br>東経百四十一度十九分三十五秒〇〇五九 |
| ス点 | 北緯三十八度二十四分四十三秒九五三八<br>東経百四十一度十九分三十六秒八〇九九 |
| セ点 | 北緯三十八度二十四分四十六秒四四七一<br>東経百四十一度二十分二十七秒八四九三 |
| ソ点 | 北緯三十八度二十四分四十五秒五七三一<br>東経百四十一度二十分二十七秒九一八一 |
| タ点 | 北緯三十八度二十四分四十三秒〇七九七<br>東経百四十一度十九分三十六秒八七八九 |

二　工事の開始の日

平成二十三年十二月二十日

## ○農林水産省告示第二千三百九十三号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第四十九号中「峠百十六番地」を「舘三十七番地」に改める。

第五十一号中「ＪＡ会津いいで自動車・農機株式会社」を「ＪＡ会津いいで総合サービス株式会社」に、「岩月町喜多方字渕の下百六十六番地の一」を「豊川町高堂太字免田千七十五番地の一」に改める。

第五十二号中「ＪＡ会津いいで総合葬祭株式会社」を「旧ＪＡ会津いいで総合葬祭株式会社」に、「平成十五年三月」を「平成十五年三月　平成二十三年八月」に改める。

第五十三号中「ＪＡ会津いいで燃料サービス株式会社」を「旧ＪＡ会津いいで燃料サービス株式会社」に、「平成十五年三月」を「平成十五年三月　平成二十三年八月」に改める。

第四百二十一号の次に次の二号を加える。

| | |
|---|---|
| 四百二十二 | 江連八間土地改良区　茨城県下妻市羽子五十三番地一号　平成二十三年十月 |
| 四百二十三 | 雲南市土地改良区　島根県雲南市木次町新市四百二十六番地七号　平成二十三年十月 |

## ○国土交通省告示第千三百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久連子川1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した土地の区域を除く。）

熊本県八代市泉町久連子字日當

| | |
|---|---|
| 九六番二 | 一号及び二号 |
| 九六番一一 | 三号及び四号 |
| 九六番七七 | 五号 |
| 九六番二一 | 六号 |

熊本県八代市泉町久連子字日添

| | |
|---|---|
| 九四番二三九 | 七号 |
| 八六番一 | 八号 |
| 九三番 | 九号から十二号まで |

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久連子川2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和六十三年建設省告示第千四百七十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を昭和五十七年建設省告示第千二百二十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

## ○防衛省告示第二百九十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月十九日

防衛大臣　一川　保夫

| | |
|---|---|
| 期間 | 平成二十四年一月一日から同年二月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。 |
| 区域 | 日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間 |
| | (ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒 |
| | (イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒 |
| | (ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒 |
| | (エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒 |
| | (オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒 |
| | (カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒 |
| その他 | 一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。<br>二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。 |